

⑪ 保育所又は幼保連携型認定こども園の設置者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該保育所又は幼保連携型認定こども園に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該保育所又は幼保連携型認定こども園における保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第一項の規定により当該保育所における保育を行うため必要であると認めるとき又は同条第二項の規定により当該幼保連携型認定こども園における保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分す

⑪ 保育所又は幼保連携型認定こども園の設置者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該保育所又は幼保連携型認定こども園に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該保育所又は幼保連携型認定こども園における保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第一項の規定により当該保育所における保育を行うため必要であると認めるとき又は同条第二項の規定により当該幼保連携型認定こども園における保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分す

ることができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一 子ども・子育て支援法第二十

七条第一項に規定する特定教育

・保育を受けた乳児又は幼児

同条第三項第一号に掲げる額か

ら同条第五項の規定により支払

がなされた額を控除して得た額

(当該支払がなされなかつたと

きは、同号に掲げる額) 又は同

法第二十八条第二項第一号の規

定による特例施設型給付費の額

及び同号に規定する政令で定め

る額を限度として市町村が定め

る額(当該市町村が定める額が

現に当該特定教育・保育に要し

た費用の額を超えるときは、当

該現に特定教育・保育に要した

費用の額)の合計額

二 子ども・子育て支援法第二十

八条第一項第二号に規定する特
別利用保育を受けた幼児 同条

ることができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一 子ども・子育て支援法第二十

七条第一項に規定する特定教育

・保育を受けた乳児又は幼児

同条第三項第一号に掲げる額か

ら同条第五項の規定により支払

がなされた額を控除して得た額

(当該支払がなされなかつたと

きは、同号に掲げる額) 又は同

法第二十八条第二項第一号の規

定による特例施設型給付費の額

及び同号に規定する政令で定め

る額を限度として市町村が定め

る額(当該市町村が定める額が

現に当該特定教育・保育に要し

た費用の額を超えるときは、当

該現に特定教育・保育に要した

費用の額)の合計額

二 子ども・子育て支援法第二十

八条第一項第二号に規定する特
別利用保育を受けた幼児 同条

第二項第二号の規定による特例
施設型給付費の額及び同号に規
定する市町村が定める額（当該
市町村が定める額が現に当該特
別利用保育に要した費用の額を
超えるときは、当該現に特別利
用保育に要した費用の額）の合
計額から同条第四項において準
用する同法第二十七条第五項の
規定により支払がなされた額を
控除して得た額（当該支払がな
されなかつたときは、当該合計
額）

⑫ 家庭的保育事業等を行う者が、
次の各号に掲げる乳児又は幼児の
保護者から、善良な管理者と同一
の注意をもつて、当該各号に定め
る額のうち当該保護者が当該家庭
的保育事業等を行う者に支払うべ
き金額に相当する金額の支払を受
けることに努めたにもかかわらず
、なお当該保護者が当該金額の全
部又は一部を支払わない場合にお

第二項第二号の規定による特例
施設型給付費の額及び同号に規
定する市町村が定める額（当該
市町村が定める額が現に当該特
別利用保育に要した費用の額を
超えるときは、当該現に特別利
用保育に要した費用の額）の合
計額から同条第四項において準
用する同法第二十七条第五項の
規定により支払がなされた額を
控除して得た額（当該支払がな
されなかつたときは、当該合計
額）

⑫ 家庭的保育事業等を行う者が、
次の各号に掲げる乳児又は幼児の
保護者から、善良な管理者と同一
の注意をもつて、当該各号に定め
る額のうち当該保護者が当該家庭
的保育事業等を行う者に支払うべ
き金額に相当する金額の支払を受
けることに努めたにもかかわらず
、なお当該保護者が当該金額の全
部又は一部を支払わない場合にお

いて、当該家庭的保育事業等による保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第二項の規定により当該家庭的保育事業等による保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該家庭的保育事業等を行う者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一 子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育（同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育（次号において「特別利用地域型保育」という。）及び同項第三号に規定する特定利用地域型保育（第三号において「特定利用地域型保育」という。）を除く。）を受けた乳児又は幼

いて、当該家庭的保育事業等による保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第二項の規定により当該家庭的保育事業等による保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該家庭的保育事業等を行う者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一 子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育（同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育（次号において「特別利用地域型保育」という。）及び同項第三号に規定する特定利用地域型保育（第三号において「特定利用地域型保育」という。）を除く。）を受けた乳児又は幼

児 同法第二十九条第三項第一号に掲げる額から同条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第三十条第二項第一号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）の合計額

二 特別利用地域型保育を受けた幼児 子ども・子育て支援法第三十条第二項第二号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは

児 同法第二十九条第三項第一号に掲げる額から同条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第三十条第二項第一号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）の合計額

二 特別利用地域型保育を受けた幼児 子ども・子育て支援法第三十条第二項第二号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは

、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）の合計額から同条第四項において準用する同法第二十九条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

三 特定利用地域型保育を受けた幼児 子ども・子育て支援法第三十条第二項第三号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）の合計額から同条第四項において準用する同法第二十九条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）の合計額から同条第四項において準用する同法第二十九条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

三 特定利用地域型保育を受けた幼児 子ども・子育て支援法第三十条第二項第三号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）の合計額から同条第四項において準用する同法第二十九条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

第五十六条の二 児童相談所設置市

及び市町村は、次の各号に該当する場合においては、第三十五条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設（保育所を除く。以下

この条において同じ。）について

、その新設（社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の施設に限る。）、修理、改造、拡張又は整備（以下「新設等」という。）に要する費用の四分の三以内を補助することができる。ただし、一の児童福祉施設について児童相談所設置市及び市町村が補助する金額の合計額は、当該児童福祉施設の新設等に要する費用の四分の三を超えてはならない。

一 その児童福祉施設が、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人、

第五十六条の二 都道府県及び市町村

村は、次の各号に該当する場合においては、第三十五条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設（保育所を除く。以下この条に

おいて同じ。）について、その新

設（社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。）、修理、改造、拡張又は整備（以下「新設等」という。）に要する費用の四分の三以内を補助することができる。ただし、一の児童福祉施設について都道府県及び市町村が補助する金額の合計額は、当該児童福祉施設の新設等に要する費用の四分の三を超えてはならない。

一 その児童福祉施設が、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人、

第五十六条の二 児童相談所設置市

及び市町村は、次の各号に該当する場合においては、第三十五条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設について、その新設（

社会福祉法第三十一条第一項の規

定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。）、修理、改造、拡張又は整備（以下「新設等」という。）に要する費用の四分の三以内を補助することができる。ただし、一の児童福祉施設について児童相談所設置市及び市町村が補助する金額の合計額は、当該児童福祉施設の新設等に要する費用の四分の三を超えてはならない。

一 その児童福祉施設が、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人、

第五十六条の二 都道府県及び市町村

村は、次の各号に該当する場合においては、第三十五条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設について、その新設（社会福祉

法第三十一条第一項の規定により

設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。）、修理、改造、拡張又は整備（以下「新設等」という。）に要する費用の四分の三以内を補助することができる。ただし、一の児童福祉施設について都道府県及び市町村が補助する金額の合計額は、当該児童福祉施設の新設等に要する費用の四分の三を超えてはならない。

一 その児童福祉施設が、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人、

日本赤十字社又は公益社団法人若しくは公益財団法人の設置するものであること。

二 その児童福祉施設が主として利用される地域において、この法律の規定に基づく障害児入所給付費の支給、入所させる措置又は**助産の実施若しくは母子保護の実施**を必要とする児童、その保護者又は妊産婦の分布状況からみて、同種の児童福祉施設が必要とされるにかかわらず、その地域に、国、都道府県又は市町村の設置する同種の児童福祉施設がないか、又はあつてもこれが十分でないこと。

② 前項の規定により、児童福祉施設に対する補助がなされたときは、厚生労働大臣、**児童相談所設置**、**厚生労働大臣、児童相談所設置**、**市**の市長及び市町村長は、その補助の目的が有効に達せられることを確保するため、当該児童福祉施設に対して、第四十六条及び**第五**

日本赤十字社又は公益社団法人若しくは公益財団法人の設置するものであること。

二 その児童福祉施設が主として利用される地域において、この法律の規定に基づく障害児入所給付費の支給、入所させる措置又は**助産の実施若しくは母子保護の実施**を必要とする児童、その保護者又は妊産婦の分布状況からみて、同種の児童福祉施設が必要とされるにかかわらず、その地域に、国、都道府県又は市町村の設置する同種の児童福祉施設がないか、又はあつてもこれが十分でないこと。

② 前項の規定により、児童福祉施設に対する補助がなされたときは、厚生労働大臣、**都道府県知事**及び市町村長は、その補助の目的が有効に達せられることを確保するため、当該児童福祉施設に対して、第四十六条及び**第五十八条第一**

日本赤十字社又は公益社団法人若しくは公益財団法人の設置するものであること。

二 その児童福祉施設が主として利用される地域において、この法律の規定に基づく障害児入所給付費の支給、入所させる措置又は**保育の実施等**を必要とする児童、その保護者又は妊産婦の分布状況からみて、同種の児童福祉施設が必要とされるにかかわらず、その地域に、国、都道府県又は市町村の設置する同種の児童福祉施設がないか、又はあつてもこれが十分でないこと。

② 前項の規定により、児童福祉施設に対する補助がなされたときは、厚生労働大臣、**児童相談所設置**、**厚生労働大臣、児童相談所設置**、**市**の市長及び市町村長は、その補助の目的が有効に達せられることを確保するため、当該児童福祉施設に対して、第四十六条及び**第五**

日本赤十字社又は公益社団法人若しくは公益財団法人の設置するものであること。

二 その児童福祉施設が主として利用される地域において、この法律の規定に基づく障害児入所給付費の支給、入所させる措置又は**保育の実施等**を必要とする児童、その保護者又は妊産婦の分布状況からみて、同種の児童福祉施設が必要とされるにかかわらず、その地域に、国、都道府県又は市町村の設置する同種の児童福祉施設がないか、又はあつてもこれが十分でないこと。

② 前項の規定により、児童福祉施設に対する補助がなされたときは、厚生労働大臣、**都道府県知事**及び市町村長は、その補助の目的が有効に達せられることを確保するため、当該児童福祉施設に対して、第四十六条及び**第五十八条に規**

十八条第一項に規定するもののほか、次に掲げる権限を有する。

一 その児童福祉施設の予算が、補助の効果をあげるために不適当であると認めるときは、その予算について必要な変更をすべき旨を指示すること。

二 その児童福祉施設の職員が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示すること。

③ 国庫は、第一項の規定により児童相談所設置市が障害児入所施設又は児童発達支援センターについて補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

第五十六条の四の二 市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があるとき、当該市

項に規定するもののほか、次に掲げる権限を有する。

一 その児童福祉施設の予算が、補助の効果をあげるために不適当であると認めるときは、その予算について必要な変更をすべき旨を指示すること。

二 その児童福祉施設の職員が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示すること。

③ 国庫は、第一項の規定により都道府県が障害児入所施設又は児童発達支援センターについて補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

第五十六条の四の二 市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があるとき、当該市

十八条に規定するもののほか、次に掲げる権限を有する。

一 その児童福祉施設の予算が、補助の効果をあげるために不適当であると認めるときは、その予算について必要な変更をすべき旨を指示すること。

二 その児童福祉施設の職員が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示すること。

③ 国庫は、第一項の規定により児童相談所設置市が障害児入所施設又は児童発達支援センターについて補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

(新設)

定するもののほか、次に掲げる権限を有する。

一 その児童福祉施設の予算が、補助の効果をあげるために不適当であると認めるときは、その予算について必要な変更をすべき旨を指示すること。

二 その児童福祉施設の職員が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示すること。

③ 国庫は、第一項の規定により都道府県が障害児入所施設又は児童発達支援センターについて補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

(新設)

町村における保育所及び幼保連携型認定こども園（次項第一号及び第二号並びに次条第二項において「保育所等」という。）の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。

② 市町村整備計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 保育提供区域（市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。）ごとの当該保育提供区域における保育所等の整備に関する目標及び計画期間

二 前号の目標を達成するために必要な保育所等を整備する事業に関する事項

三 その他厚生労働省令で定める

町村における保育所及び幼保連携型認定こども園（次項第一号及び第二号並びに次条第二項において「保育所等」という。）の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。

② 市町村整備計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 保育提供区域（市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。）ごとの当該保育提供区域における保育所等の整備に関する目標及び計画期間

二 前号の目標を達成するために必要な保育所等を整備する事業に関する事項

三 その他厚生労働省令で定める

事項

③ 市町村整備計画は、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものでなければならない。

④ 市町村は、市町村整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、次条第一項の規定により当該市町村整備計画を厚生労働大臣に提出する場合を除き、遅滞なく、都道府県にその写しを送付しなければならない。

(※児童福祉法施行令第四十五条の三第一項の規定により児童相談所設置市に下りない事務)

第五十六条の四の三 市町村は、次項の交付金を充てて市町村整備計画に基づく事業又は事務(同項において「事業等」という。)の実施をしようとするときは、当該市町村整備計画を、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、

事項

③ 市町村整備計画は、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものでなければならない。

④ 市町村は、市町村整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、次条第一項の規定により当該市町村整備計画を厚生労働大臣に提出する場合を除き、遅滞なく、都道府県にその写しを送付しなければならない。

第五十六条の四の三 市町村は、次項の交付金を充てて市町村整備計画に基づく事業又は事務(同項において「事業等」という。)の実施をしようとするときは、当該市町村整備計画を、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、

(新設)

(新設)

厚生労働大臣に提出しなければならぬ。

(※児童福祉法施行令第四十五条の三第一項の規定により児童相談所設置市に下りない事務)

- ② 国は、市町村に対し、前項の規定により提出された市町村整備計画に基づき、事業等（国、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所等に係るものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、保育所等の整備の状況その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。
- ③ 前二項に定めるもののほか、前項の交付金の交付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十六条の七 市町村は、必要に応じ、公有財産（地方自治法第二百三十八条第一項に規定する公有

厚生労働大臣に提出しなければならぬ。

- ② 国は、市町村に対し、前項の規定により提出された市町村整備計画に基づき、事業等（国、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所等に係るものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、保育所等の整備の状況その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。
- ③ 前二項に定めるもののほか、前項の交付金の交付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十六条の七 市町村は、必要に応じ、公有財産（地方自治法第二百三十八条第一項に規定する公有

第五十六条の七 保育の実施への需要が増大している市町村は、公有財産（地方自治法第二百三十八条

第五十六条の七 保育の実施への需要が増大している市町村は、公有財産（地方自治法第二百三十八条

財産をいう。次項において同じ。

（）の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、**保育の利用**に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

② 市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

③ 国及び都道府県は、前二項の市町村の措置に関し、必要な支援を行うものとする。

(※児童福祉法施行令第四十五条の三第一項の規定により児童相談所設置市に下りない事務)

財産をいう。次項において同じ。

（）の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、**保育の利用**に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

② 市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

③ 国及び都道府県は、前二項の市町村の措置に関し、必要な支援を行うものとする。

(※児童福祉法施行令第四十五条の三第一項の規定により児童相談所設置市に下りない事務)

第一項に規定する公有財産をいう

（）の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、**保育の実施**に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

② 国及び都道府県は、前項の市町村の措置に関し、必要な支援を行うものとする。

第一項に規定する公有財産をいう

（）の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、**保育の実施**に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

② 国及び都道府県は、前項の市町村の措置に関し、必要な支援を行うものとする。

第五十六条の八 市町村長は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携型保育所（次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に保育及び子育て支援事業（以下この条において「保育等」という。）を行う保育所をいう。以下この条において同じ。）の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの（法人に限る。）を、その申請により、公私連携型保育所の設置及び運営を目的とする法人（以下この条において「公私連携型保育法人」という。）として指定することができる。

② 市町村長は、前項の規定による指定（第十一项において単に「指

第五十六条の八 市町村長は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携型保育所（次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に保育及び子育て支援事業（以下この条において「保育等」という。）を行う保育所をいう。以下この条において同じ。）の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの（法人に限る。）を、その申請により、公私連携型保育所の設置及び運営を目的とする法人（以下この条において「公私連携型保育法人」という。）として指定することができる。

② 市町村長は、前項の規定による指定（第十一项において単に「指

第五十六条の八 保育の実施への需要が増大している市町村（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において「特定市町村」という。）は、保育の実施の事業及び主務省令で定める子育て支援事業その他児童の保育に関する事業であつて特定市町村が必要と認めるものの供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

② 特定市町村は、前項の計画（以下「市町村保育計画」という。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

③ 特定市町村は、市町村保育計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に提出しなければならない。

第五十六条の八 保育の実施への需要が増大している市町村（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において「特定市町村」という。）は、保育の実施の事業及び主務省令で定める子育て支援事業その他児童の保育に関する事業であつて特定市町村が必要と認めるものの供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

② 特定市町村は、前項の計画（以下「市町村保育計画」という。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

③ 特定市町村は、市町村保育計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に提出しなければならない。

定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする法人と、次に掲げる事項を定めた協定(以下この条において単に「協定」という。)を締結しなければならない。

一 協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地

二 公私連携型保育所における保育等に関する基本的事項

三 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項

四 協定の有効期間

五 協定に違反した場合の措置

六 その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項

③ 公私連携保育法人は、第三十五条第四項の規定にかかわらず、児童相談所設置市の市長に届け出ることにより、公私連携型保育所を設置することができる。

④ 市町村長は、公私連携保育法人

定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする法人と、次に掲げる事項を定めた協定(以下この条において単に「協定」という。)を締結しなければならない。

一 協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地

二 公私連携型保育所における保育等に関する基本的事項

三 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項

四 協定の有効期間

五 協定に違反した場合の措置

六 その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項

③ 公私連携保育法人は、第三十五条第四項の規定にかかわらず、市町村長を経由し、都道府県知事に届け出ることにより、公私連携型保育所を設置することができる。

④ 市町村長は、公私連携保育法人

④ 特定市町村は、おおむね一年に一回、市町村保育計画に定められた事業の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

⑤ 特定市町村は、市町村保育計画の作成及び市町村保育計画に定められた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、保育所の設置者、家庭的保育者、子育て支援事業を行う者その他の関係者に対し調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

④ 特定市町村は、おおむね一年に一回、市町村保育計画に定められた事業の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

⑤ 特定市町村は、市町村保育計画の作成及び市町村保育計画に定められた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、保育所の設置者、家庭的保育者、子育て支援事業を行う者その他の関係者に対し調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

が前項の規定による届出をした際に、当該公私連携保育法人が協定に基づき公私連携型保育所における保育等を行うために設備の整備を必要とする場合には、当該協定に定めるところにより、当該公私連携保育法人に対し、当該設備を無償又は時価よりも低い対価で貸し付け、又は譲渡するものとする。

⑤ 前項の規定は、地方自治法第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。

⑥…公私連携保育法人は、第三十五条第十二項の規定による廃止又は休止の承認の申請を行おうとするときは、市町村長を経由して行わなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請に係る事項に關し意見を付すことができる。

⑦ 市町村長は、公私連携型保育所

が前項の規定による届出をした際に、当該公私連携保育法人が協定に基づき公私連携型保育所における保育等を行うために設備の整備を必要とする場合には、当該協定に定めるところにより、当該公私連携保育法人に対し、当該設備を無償又は時価よりも低い対価で貸し付け、又は譲渡するものとする。

⑤ 前項の規定は、地方自治法第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。

⑥ 公私連携保育法人は、第三十五条第十二項の規定による廃止又は休止の承認の申請を行おうとするときは、市町村長を経由して行わなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請に係る事項に關し意見を付すことができる。

⑦ 市町村長は、公私連携型保育所

の運営を適切にさせるため、必要
があるとき、認めるときは、公私連携
保育法人若しくは公私連携型保育
所の長に対して、必要な報告を求
め、又は当該職員に、関係者に対
して質問させ、若しくはその施設
に立ち入り、設備、帳簿書類その
他の物件を検査させることができ
る。

⑧ 第十八条の十六第二項及び第三
項の規定は、前項の場合について
準用する。

⑨ 第七項の規定により、公私連携
保育法人若しくは公私連携型保育
所の長に対し報告を求め、又は当
該職員に、関係者に対し質問させ
、若しくは公私連携型保育所に立
入検査をさせた市町村長は、当該
公私連携型保育所につき、第四十
六条第三項又は第四項の規定によ
る処分が行われる必要があると認
めるときは、理由を付して、その
旨を児童相談所設置市の市長に通

の運営を適切にさせるため、必要
があるとき、認めるときは、公私連携
保育法人若しくは公私連携型保育
所の長に対して、必要な報告を求
め、又は当該職員に、関係者に対
して質問させ、若しくはその施設
に立ち入り、設備、帳簿書類その
他の物件を検査させることができ
る。

⑧ 第十八条の十六第二項及び第三
項の規定は、前項の場合について
準用する。

⑨ 第七項の規定により、公私連携
保育法人若しくは公私連携型保育
所の長に対し報告を求め、又は当
該職員に、関係者に対し質問させ
、若しくは公私連携型保育所に立
入検査をさせた市町村長は、当該
公私連携型保育所につき、第四十
六条第三項又は第四項の規定によ
る処分が行われる必要があると認
めるときは、理由を付して、その
旨を都道府県知事に通知しなけれ

知しなければならない。

(※空振り規定)

⑩ 市町村長は、公私連携型保育所が正当な理由なく協定に従って保育等を行っていないと認めるときは、公私連携保育法人に対し、協定に従って保育等を行うことを勧告することができる。

⑪ 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携保育法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。

⑫ 公私連携保育法人は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私連携型保育所について、第三十五条第十二項の規定による廃止の承認を児童相談所設置市の市長に申請しなければならない。

(※空振り規定)

⑬ 公私連携保育法人は、前項の規定による廃止の承認の申請をしたときは、当該申請の日前一月以内

ばならない。

⑩ 市町村長は、公私連携型保育所が正当な理由なく協定に従って保育等を行っていないと認めるときは、公私連携保育法人に対し、協定に従って保育等を行うことを勧告することができる。

⑪ 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携保育法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。

⑫ 公私連携保育法人は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私連携型保育所について、第三十五条第十二項の規定による廃止の承認を都道府県知事に申請しなければならない。

⑬ 公私連携保育法人は、前項の規定による廃止の承認の申請をしたときは、当該申請の日前一月以内

に保育等を受けていた者であつて、当該廃止の日以後においても引き続き当該保育等に相当する保育等の提供を希望する者に対し、必要な保育等が継続的に提供されるよう、他の保育所及び認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第五十八条 第三十五条第四項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、児童相談所設置市の市長は、同項の認可を取り消すことができる。

② 第三十四条の十五第二項の規定により開始した家庭的保育事業等が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したとき

に保育等を受けていた者であつて、当該廃止の日以後においても引き続き当該保育等に相当する保育等の提供を希望する者に対し、必要な保育等が継続的に提供されるよう、他の保育所及び認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第五十八条 第三十五条第四項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、都道府県知事は、同項の認可を取り消すことができる。

第五十八条 第三十五条第四項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、児童相談所設置市の市長は、同項の認可を取り消すことができる。

第五十八条 第三十五条第四項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、都道府県知事は、同項の認可を取り消すことができる。

は、市町村長は、同項の認可を取り消すことができる。

第五十九条 児童相談所設置市の市長は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、**第六条の三第九項から第十二項まで若しくは第三十六條から第四十四條まで（第三十九條の二を除く。）に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五條第三項の届出若しくは認定こども園法第十六条の届出をしていないもの又は第三十四條第十五條第二項若しくは第三十五條第四項の認可若しくは認定こども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十二條第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）**については、その施設

第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、**第六条の三第九項から第十二項まで若しくは第三十六條から第四十四條まで（第三十九條の二を除く。）に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五條第三項の届出若しくは認定こども園法第十六条の届出をしていないもの又は第三十四條第十五條第二項若しくは第三十五條第四項の認可若しくは認定こども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十二條第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）**については、その施設の設置者若

第五十九条 児童相談所設置市の市長は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、**第三十六條から第四十四條までの各条に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五條第三項の届出をしていないもの又は同条第四項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）**については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、**第三十六條から第四十四條までの各条に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五條第三項の届出をしていないもの又は同条第四項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）**については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

<p>の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。</p>	<p>しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。</p>	<p>第十八条の十六第三項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>児童相談所設置市の市長は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第一項に規定する施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすることができる。</p>	<p>第十八条の十六第三項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>児童相談所設置市の市長は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第一項に規定する施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすることができる。</p>
<p>第十八条の十六第三項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>児童相談所設置市の市長は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第一項に規定する施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすることができる。</p>	<p>第十八条の十六第三項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第一項に規定する施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすることができる。</p>	<p>第十八条の十六第三項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>児童相談所設置市の市長は、前項の勧告を受けた施設の設置者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。</p>	<p>第十八条の十六第三項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>都道府県知事は、前項の勧告を受けた施設の設置者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。</p>
<p>児童相談所設置市の市長は、第一項に規定する施設について、児童</p>	<p>都道府県知事は、第一項に規定する施設について、児童の福祉の</p>	<p>児童相談所設置市の市長は、第一項に規定する施設について、児童</p>	<p>都道府県知事は、第一項に規定する施設について、児童の福祉の</p>

童の福祉のため必要があると認めるときは、**都道府県児童福祉審議会**の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

⑥ **児童相談所設置市の市長**は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ**都道府県児童福祉審議会**の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで前項の命令をすることができる。

⑦ **児童相談所設置市の市長**は、第三項の勧告又は第五項の命令をした場合には、その旨を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。

(※空振り規定)

第五十九条の二 **第六条の三第九項から第十二項までに規定する業務**又は**第三十九条第一項に規定する業務**を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその

ため必要があると認めるときは、**都道府県児童福祉審議会**の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

⑥ **都道府県知事**は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ**都道府県児童福祉審議会**の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで前項の命令をすることができる。

⑦ **都道府県知事**は、第三項の勧告又は第五項の命令をした場合には、その旨を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。

第五十九条の二 **第六条の三第九項から第十二項までに規定する業務**

又は**第三十九条第一項に規定する業務**を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその

童の福祉のため必要があると認めるときは、**都道府県児童福祉審議会**の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

⑥ **児童相談所設置市の市長**は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ**都道府県児童福祉審議会**の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで前項の命令をすることができる。

⑦ **児童相談所設置市の市長**は、第三項の勧告又は第五項の命令をした場合には、その旨を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。

(※空振り規定)

第五十九条の二 **第三十九条第一項に規定する業務**を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて**第三**

ため必要があると認めるときは、**都道府県児童福祉審議会**の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

⑥ **都道府県知事**は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ**都道府県児童福祉審議会**の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで前項の命令をすることができる。

⑦ **都道府県知事**は、第三項の勧告又は第五項の命令をした場合には、その旨を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。

第五十九条の二 **第三十九条第一項**

に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて**第三**

他の厚生労働省令で定めるものを除く。)であつて第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第十四条第一項の認可を受けていないもの(第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。)については、その施設を設置者は、その事業の開始の日(第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設)にあつては、当該認可の取消しの日から一月以内に、次に掲げる事項を児童相談所設置市の市長に届け出なければならない。

他の厚生労働省令で定めるものを除く。)であつて第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第十四条第一項の認可を受けていないもの(第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設)にあつては、当該認可の取消しの日から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第十五条第四項の認可を受けていないもの(第五十八条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。)については、その施設を設置者は、その事業の開始の日(同条の規定により児童福祉施設の認可を取り消された施設)にあつては、当該認可の取消しの日から一月以内に、次に掲げる事項を児童相談所設置市の市長に届け出なければならない。

第十五条第四項の認可を受けていないもの(第五十八条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。)については、その施設を設置者は、その事業の開始の日(同条の規定により児童福祉施設の認可を取り消された施設)にあつては、当該認可の取消しの日から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

<p>③ <u>児童相談所設置市の市長</u>は、前二項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。</p>	<p>一 施設の名称及び所在地</p> <p>二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p> <p>三 建物その他の設備の規模及び構造</p> <p>四 事業を開始した年月日</p> <p>五 施設の管理者の氏名及び住所</p> <p>六 その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>② 前項に規定する施設の設置者は、同項の規定により届け出た事項のうち厚生労働省令で定めるものに変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を<u>児童相談所設置市の市長</u>に届け出なければならぬ。その事業を廃止し、又は休止したときも、同様とする。</p>
<p>③ <u>都道府県知事</u>は、前二項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。</p>	<p>一 施設の名称及び所在地</p> <p>二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p> <p>三 建物その他の設備の規模及び構造</p> <p>四 事業を開始した年月日</p> <p>五 施設の管理者の氏名及び住所</p> <p>六 その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>② 前項に規定する施設の設置者は、同項の規定により届け出た事項のうち厚生労働省令で定めるものに変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を<u>都道府県知事</u>に届け出なければならぬ。その事業を廃止し、又は休止したときも、同様とする。</p>
<p>③ <u>児童相談所設置市の市長</u>は、前二項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。</p>	<p>一 施設の名称及び所在地</p> <p>二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p> <p>三 建物その他の設備の規模及び構造</p> <p>四 事業を開始した年月日</p> <p>五 施設の管理者の氏名及び住所</p> <p>六 その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>② 前項に規定する施設の設置者は、同項の規定により届け出た事項のうち厚生労働省令で定めるものに変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を<u>児童相談所設置市の市長</u>に届け出なければならぬ。その事業を廃止し、又は休止したときも、同様とする。</p>
<p>③ <u>都道府県知事</u>は、前二項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。</p>	<p>一 施設の名称及び所在地</p> <p>二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p> <p>三 建物その他の設備の規模及び構造</p> <p>四 事業を開始した年月日</p> <p>五 施設の管理者の氏名及び住所</p> <p>六 その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>② 前項に規定する施設の設置者は、同項の規定により届け出た事項のうち厚生労働省令で定めるものに変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を<u>都道府県知事</u>に届け出なければならぬ。その事業を廃止し、又は休止したときも、同様とする。</p>

※空振り規定

※空振り規定

○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）

<p>児童福祉法施行令第四十五条の三 第八項の規定による読替後 (整備法第六条による改正後)</p>	<p>児童福祉法施行令第四十五条の三 第八項の規定による読替前 (整備法第六条による改正後)</p>	<p>児童福祉法施行令第四十五条の三 第八項の規定による読替後 (整備法第六条による改正前)</p>	<p>児童福祉法施行令第四十五条の三 第八項の規定による読替前 (整備法第六条による改正前)</p>
<p>(改正無しのため省略)</p>	<p>(改正無しのため省略)</p>	<p>第五条 法第十八条の六第一号の指定保育士養成施設（以下「指定保育士養成施設」という。）の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する学校又は施設について行うものとする。</p> <p>② 指定保育士養成施設の指定を受けようとする学校又は施設の設置者は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を、設置者が児童相談所設置市である場合は厚生労働大臣に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）その他の者（児童相談所設置市を除く。）である場合は当該学校又は施設の所在地の児童相談所設置市の市長を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。</p>	<p>第五条 法第十八条の六第一号の指定保育士養成施設（以下「指定保育士養成施設」という。）の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する学校又は施設について行うものとする。</p> <p>② 指定保育士養成施設の指定を受けようとする学校又は施設の設置者は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を、設置者が都道府県である場合は厚生労働大臣に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、設置者が法人（地方公</p>

らない。この場合において、設置者が法人（地方公共団体を除く。）であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添えなければならぬ。

- ③ 指定保育士養成施設の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項のうち厚生労働省令で定めるものを変更しようとするときは、設置者が児童相談所設置市である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者（児童相談所設置市を除く。）である場合は当該学校又は施設の所在地の児童相談所設置市の市長を経て厚生労働大臣に申請し、その承認を得なければならない。

- ④ 指定保育士養成施設の設置者は、第二項に規定する申請書の記載事項のうち厚生労働省令で定めるものに変更が生じたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、設置者が児童相談所設置市で

共同体を除く。）であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添えなければならない。

- ③ 指定保育士養成施設の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項のうち厚生労働省令で定めるものを変更しようとするときは、設置者が都道府県である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に申請し、その承認を得なければならない。

- ④ 指定保育士養成施設の設置者は、第二項に規定する申請書の記載事項のうち厚生労働省令で定めるものに変更が生じたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、設置者が都道府県である場合

ある場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者（児童相談所設置市を除く。）である場合は当該学校又は施設の所在地の児童相談所設置市の市長を経て厚生労働大臣に届け出なければならない。

⑤ 指定保育士養成施設の長は、毎学年開始後三月以内に、厚生労働省令で定める事項を、当該指定保育士養成施設の設置者が児童相談所設置市である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者（児童相談所設置市を除く。）である場合は当該学校又は施設の所在地の児童相談所設置市の市長を経て厚生労働大臣に報告しなければならない。

⑥ 厚生労働大臣は、指定保育士養成施設につき、第一項の規定に基づき厚生労働省令で定める基準に該当しなくなつたと認めるとき、若しくは法第十八条の七第一項に規定する指導に従わないとき、又

は厚生労働大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に届け出なければならない。

⑤ 指定保育士養成施設の長は、毎学年開始後三月以内に、厚生労働省令で定める事項を、当該指定保育士養成施設の設置者が都道府県である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に報告しなければならない。

⑥ 厚生労働大臣は、指定保育士養成施設につき、第一項の規定に基づき厚生労働省令で定める基準に該当しなくなつたと認めるとき、若しくは法第十八条の七第一項に規定する指導に従わないとき、又

は次項の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

⑦ 指定保育士養成施設の設置者は、指定の取消しを求めようとするときは、学年の開始月二月前までに、厚生労働省令で定める事項を、当該指定保育士養成施設の設置者が児童相談所設置市である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者（児童相談所設置市を除く。）である場合は当該学校又は施設の所在地の児童相談所設置市の市長を経て厚生労働大臣に提出しなければならぬ。

(改正無しのため省略)

は次項の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

⑦ 指定保育士養成施設の設置者は、指定の取消しを求めようとするときは、学年の開始月二月前までに、厚生労働省令で定める事項を、当該指定保育士養成施設の設置者が都道府県である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に提出しなければならぬ。

(改正無しのため省略)

第三十八条 児童相談所設置市の市長は、当該職員をして、一年に一回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）が法第四十五条第一項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを实地

第三十八条 都道府県知事は、当該職員をして、一年に一回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設が法第四十五条第一項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを实地につき検査させなければならない。

。につき検査させなければならない

(2) 児童福祉法施行令附則第五十二条の規定による児童福祉法の読替

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）

（ ）の部分には児童福祉法附則第七十三条第一項の規定による読替部分
（傍線部分は読替部分）

読替後	読替前
<p>第二十四条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 市町村は、<u>保育所</u>、<u>認定こども園</u>（子ども・子育て支援法第二十七条<u>第一項の</u>確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の<u>第二項において同じ。</u>）（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。</p> <p>④～⑥（略）</p> <p>⑦ 市町村は、<u>附則第七十三条第一項の規定により読み替えられた第三項の規定による調整及び要請並びに第四項の規定による勸奨及び支援を適切に実施するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな保育が積極的に提供され、児童が、その置かれている環境等に応じて、必要な</u></p>	<p>第二十四条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 市町村は、<u>保育の需要に応ずるに足りる保育所</u>、<u>認定こども園</u>（子ども・子育て支援法第二十七条<u>第一項の</u>確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の<u>第二項において同じ。</u>）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、<u>保育所</u>、<u>認定こども園</u>（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。</p> <p>④～⑥（略）</p> <p>⑦ 市町村は、<u>第三項の規定による調整及び要請並びに第四項の規定による勸奨及び支援を適切に実施するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな保育が積極的に提供され、児童が、その置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育を行う事業を</u></p>

保育を受けることができるよう、保育を行う事業その他児童の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。

第三十二条 (略)

② (略)

③ 市町村長は、保育所における保育を行うことの権限並びに附則第七十三条第一項の規定により読み替えられた第二十四条第三項の規定による調整及び要請、第二十四条第四項の規定による勧奨及び支援並びに同条第五項又は第六項の規定による措置に関する権限の全部又は一部を、その管理する福祉事務所の長又は当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。

第四十六条の二 (略)

② 保育所若しくは認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者は、附則第七十三条第一項の規定により読み替えられた第二十四条第三項の規定により行われる調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

の他児童の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。

第三十二条 (略)

② (略)

③ 市町村長は、保育所における保育を行うことの権限並びに第二十四条第三項の規定による調整及び要請、同条第四項の規定による勧奨及び支援並びに同条第五項又は第六項の規定による措置に関する権限の全部又は一部を、その管理する福祉事務所の長又は当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。

第四十六条の二 (略)

② 保育所若しくは認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者は、第二十四条第三項の規定により行われる調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 第二条関係（地方自治法施行令の一部改正）

(1) 地方自治法施行令第七十四条の二十六の規定による指定都市の特例に係る読替

※読替表の範囲：子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号。以下「整備法」という。）第六条（児童福祉法の一部改正）による改正条文及び地方自治法施行令第七十四条の二十六第七項の規定による読替を行う条文（当該条文が、地方自治法施行令第四十五条の三第一項又は第六項により特別な扱いが適用される場合は、その点も反映）

※凡例

【網掛け部分】 子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号。以下「整備法」という。）第六条（児童福祉法の一部改正）による改正部分

【波線部分】 当然読替（「都道府県」を「指定都市」に、「都道府県知事」を「指定都市の市長」に読替）

【傍線部分】 地方自治法施行令第七十四条の二十六第七項の規定による読替（※そのうち二重傍線部は、本政令による改正箇所）

【文字囲い部分】 地方自治法施行令第七十四条の二十六第五項の規定により同条第三項に規定する児童福祉審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会が、都道府県児童福祉審議会の権限を行使する規定

【取消部分（破線取消線）】 地方自治法施行令第七十四条の二十六第六項の規定により適用されない規定

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）

<p>地方自治法施行令第七十四条の二十六第七項の規定による読替後 (整備法第六条による改正後)</p>	<p>地方自治法施行令第七十四条の二十六第七項の規定による読替前 (整備法第六条による改正後)</p>	<p>地方自治法施行令第七十四条の二十六第七項の規定による読替後 (整備法第六条による改正前)</p>	<p>地方自治法施行令第七十四条の二十六第七項の規定による読替前 (整備法第六条による改正前)</p>
<p>(改正無しのため省略)</p>	<p>(改正無しのため省略)</p>	<p>第十二条 <u>指定都市</u>は、児童相談所を設置しなければならない。 ② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第二号口からホまでに掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。</p> <p>③ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務（前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。</p> <p>④ 児童相談所長は、その管轄区域</p>	<p>第十二条 <u>都道府県</u>は、児童相談所を設置しなければならない。 ② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）及び同項第二号口からホまでに掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。</p> <p>③ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務（前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。</p> <p>④ 児童相談所長は、その管轄区域</p>

(改正無しのため省略)

(改正無しのため省略)

内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。

第十三条 指定都市は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

② 児童福祉司は、指定都市の市長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 厚生労働大臣の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会

内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。

第十三条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

② 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 厚生労働大臣の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会

学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの

三 医師

三の二 社会福祉士

四 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者

五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

であつて、厚生労働省令で定めるもの

③ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基いて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。

④ 児童福祉司は、政令の定めるところにより児童相談所長が定める

学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの

三 医師

三の二 社会福祉士

四 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者

五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

であつて、厚生労働省令で定めるもの

③ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基いて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。

④ 児童福祉司は、政令の定めるところにより児童相談所長が定める

(改正無しのため省略)

(改正無しのため省略)

担当区域により、前項の職務を行う。

担当区域により、前項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。

- 第十八条 市町村長は、前条第十項又は第二項に規定する事項に關し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。
- ② 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に關し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならぬ。
- ③ 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。
- ④ 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

- 第十八条 市町村長は、前条第一項又は第二項に規定する事項に關し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。
- ② 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に關し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならぬ。
- ③ 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。
- ④ 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

(改正無しのため省略)

第二十五条の八 指定都市の設置する福祉事務所の長は、第二十五条の規定による通告又は前条第二項

(改正無しのため省略)

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条の規定による通告又は前条第二項

第二十四条の四 入所給付決定を行つた指定都市は、次に掲げる場合には、当該入所給付決定を取り消すことができる。

- 一 入所給付決定に係る障害児が、指定入所支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。
 - 二 入所給付決定保護者が、給付決定期間内に、当該指定都市の区域以外の区域に居住地を有するに至つたと認めるとき。
 - 三 その他政令で定めるとき。
- ② 前項の規定により入所給付決定の取消しを行つた指定都市は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る入所給付決定保護者に対し入所受給者証の返還を求めるものとする。

第二十五条の八 指定都市の設置する福祉事務所の長は、第二十五条の規定による通告又は前条第二項

第二十四条の四 入所給付決定を行つた都道府県は、次に掲げる場合には、当該入所給付決定を取り消すことができる。

- 一 入所給付決定に係る障害児が、指定入所支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。
 - 二 入所給付決定保護者が、給付決定期間内に、当該都道府県以外の都道府県の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。
 - 三 その他政令で定めるとき。
- ② 前項の規定により入所給付決定の取消しを行つた都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る入所給付決定保護者に対し入所受給者証の返還を求めるものとする。

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条の規定による通告又は前条第二項

第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

三 保育の利用等（助産の実施、母子保護の実施又は保育の利用若しくは第二十四条第五項の規定による措置をいう。以下同じ。）が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の利

第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

三 保育の利用等（助産の実施、母子保護の実施又は保育の利用若しくは第二十四条第五項の規定による措置をいう。以下同じ。）が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の利

第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

三 助産の実施、母子保護の実施又は保育の実施（以下「保育の実施等」という。）が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の実施等に係る都道府県又は指定都市の長に報告し

第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

三 助産の実施、母子保護の実施又は保育の実施（以下「保育の実施等」という。）が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の実施等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、

用等に係る指定都市又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る指定都市の市長に報告すること。

五 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

(改正無しのため省略)

用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

(改正無しのため省略)

、又は通知すること。

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る指定都市の市長に報告すること。

五 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

第三十条 四親等内の児童以外の児童を、その親権を行う者又は未成年後見人から離して、自己の家庭(単身の世帯を含む。)に、三月(乳児については、一月)を超えて同居させる意思をもつて同居させた者又は継続して二月以上(乳児については、二十日以上)同居させた者(法令の定めるところにより児童を委託された者及び児童

又は通知すること。

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

第三十条 四親等内の児童以外の児童を、その親権を行う者又は未成年後見人から離して、自己の家庭(単身の世帯を含む。)に、三月(乳児については、一月)を超えて同居させる意思をもつて同居させた者又は継続して二月以上(乳児については、二十日以上)同居させた者(法令の定めるところにより児童を委託された者及び児童

を単に下宿させた者を除く。)は、同居を始めた日から三月以内(乳児については、一月以内)に、指定都市の市長に届け出なければならぬ。ただし、その届出期間内に同居をやめたときは、この限りでない。

② 前項に規定する届出をした者が、その同居をやめたときは、同居をやめた日から一月以内に、指定都市の市長に届け出なければならぬ。

③ 保護者は、経済的理由等により、児童をそのもとにおいて養育しがたいときは、市町村、指定都市の設置する福祉事務所、児童相談所、児童福祉司又は児童委員に相談しなければならない。

を単に下宿させた者を除く。)は、同居を始めた日から三月以内(乳児については、一月以内)に、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、その届出期間内に同居をやめたときは、この限りでない。

② 前項に規定する届出をした者が、その同居をやめたときは、同居をやめた日から一月以内に、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならぬ。

③ 保護者は、経済的理由等により、児童をそのもとにおいて養育しがたいときは、市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、児童福祉司又は児童委員に相談しなければならない。

第三十三条の四 指定都市の市長

市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置又は助産の実施、母子保護の

第三十三条の四 都道府県知事、市

町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置又は助産の実施、母子保護の実施

第三十三条の四 指定都市の市長

市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置又は保育の実施等若しくは児童

第三十三条の四 都道府県知事、市

町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置又は保育の実施等若しくは児童自

施若しくは児童自立生活援助の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十一条の六、第二十四条第五項及び第六項、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号並びに第二十七条第一項第二号の措置 当該措置に係る児童の保護者
二 助産の実施 当該助産の実施に係る妊産婦

若しくは児童自立生活援助の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十一条の六、第二十四条第五項及び第六項、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号並びに第二十七条第一項第二号の措置 当該措置に係る児童の保護者
二 助産の実施 当該助産の実施に係る妊産婦

自立生活援助の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十一条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の措置 当該措置に係る児童の保護者
二 助産の実施 当該助産の実施に係る妊産婦

自立生活援助の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十一条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の措置 当該措置に係る児童の保護者
二 助産の実施 当該助産の実施に係る妊産婦

三 母子保護の実施 当該母子保護の実施に係る児童の保護者

四 第二十七条第一項第三号及び

第二項の措置 当該措置に係る児童の親権を行う者又はその未成年後見人

五 児童自立生活援助の実施 児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等

(改正無しのため省略)

三 母子保護の実施 当該母子保護の実施に係る児童の保護者

四 第二十七条第一項第三号及び

第二項の措置 当該措置に係る児童の親権を行う者又はその未成年後見人

五 児童自立生活援助の実施 児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等

(改正無しのため省略)

三 母子保護の実施及び保育の実施 当該母子保護の実施又は保育の実施に係る児童の保護者

四 第二十七条第一項第三号及び

第二項の措置 当該措置に係る児童の親権を行う者又はその未成年後見人

五 児童自立生活援助の実施 児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等

第三十四条の三 指定都市は、障害

児通所支援事業又は障害児相談支援事業（以下「障害児通所支援事業等」という。）を行うことができる。

② 国、都道府県及び指定都市以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を指定都市の市長に届け出て、障害児通所支援事業等を行うことができる。

③ 国、都道府県及び指定都市以外

三 母子保護の実施及び保育の実施 当該母子保護の実施又は保育の実施に係る児童の保護者

四 第二十七条第一項第三号及び

第二項の措置 当該措置に係る児童の親権を行う者又はその未成年後見人

五 児童自立生活援助の実施 児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等

第三十四条の三 都道府県は、障害

児通所支援事業又は障害児相談支援事業（以下「障害児通所支援事業等」という。）を行うことができる。

② 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、障害児通所支援事業等を行うことができる。

③ 国及び都道府県以外の者は、前

(改正無しのため省略)

(改正無しのため省略)

の者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を指定都市の市長に届け出なければならない。

④ 国、都道府県及び指定都市以外の者は、障害児通所支援事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を指定都市の市長に届け出なければならない。

第三十四条の四 国、都道府県及び指定都市以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を指定都市の市長に届け出て、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行うことができる。

② 国、都道府県及び指定都市以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変

項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

④ 国及び都道府県以外の者は、障害児通所支援事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の四 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行うことができる。

② 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から

更の日から一月以内に、その旨を指定都市の市長に届け出なければならぬ。

③ 国、都道府県及び指定都市以外の者は、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を指定都市の市長に届け出なければならない。

(改正無しのため省略)

第三十四条の五 指定都市の市長は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者（都道府県を除く。）に對して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に對して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 国及び都道府県以外の者は、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(改正無しのため省略)

第三十四条の五 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に對して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に對して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(改正無しのため省略)

(改正無しのため省略)

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(※地方自治法施行令第七十四条の二十六第一項の規定により指定都市が当該事業等を行う場合を除く(以下「指定都市が行う場合を除く。」としよう。))

第三十四条の六 指定都市の市長は、障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者(都道府県を除く。)が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、その事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたとき、又は障害児通所支援事業者が第二十一条の七の規定に違反したときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることが

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十四条の六 都道府県知事は、障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、その事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたとき、又は障害児通所支援事業者が第二十一条の七の規定に違反したときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

できる。

(※指定都市が行う場合を除く。)

第三十四条の十七 市町村長は、前

条第一項の基準を維持するため、**家庭的保育事業等を行う者**に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業等を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 市町村長は、**家庭的保育事業等**が前条第一項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を**勧告し**、又はその事業を行う者がその勧告に従わず、か

第三十四条の十七 市町村長は、前

条第一項の基準を維持するため、**家庭的保育事業等を行う者**に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業等を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 市町村長は、**家庭的保育事業等**が前条第一項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を**勧告し**、又はその事業を行う者がその勧告に従わず、か

第三十四条の十七 **指定都市の市長**

は、前条の基準を維持するため、**家庭的保育事業を行う市町村**に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(※指定都市が行う場合を除く。)

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ **指定都市の市長**は、**家庭的保育事業**が前条の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う**市町村**に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

第三十四条の十七 **都道府県知事は**

、前条の基準を維持するため、**家庭的保育事業を行う市町村**に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ **都道府県知事**は、**家庭的保育事業**が前条の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う**市町村**に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

つ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

④ 市町村長は、家庭的保育事業等が、前条第一項の基準に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の十八 国、都道府県及び指定都市以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を指定都市の市長に届け出て、病児保育事業を行うことができる。

つ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

④ 市町村長は、家庭的保育事業等が、前条第一項の基準に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の十八 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、病児保育事業を行うことができる。

(※指定都市が行う場合を除く。)

④ 指定都市の市長は、家庭的保育事業を行う市町村に対して、次に掲げる事由があるときは、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

- 一 その市町村が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分違反したとき。

- 二 家庭的保育者が、その事業に係る乳児又は幼児の処遇につき不当な行為をしたとき。

(※指定都市が行う場合を除く。)

第三十四条の十八 家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うことを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の

(※指定都市が行う場合を除く。)

④ 都道府県知事は、家庭的保育事業を行う市町村に対して、次に掲げる事由があるときは、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

- 一 その市町村が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分違反したとき。

- 二 家庭的保育者が、その事業に係る乳児又は幼児の処遇につき不当な行為をしたとき。

第三十四条の十八 家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うことを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の

。

② 国、都道府県及び指定都市以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を指定都市の市長に届け出なければならない。

③ 国、都道府県及び指定都市以外の者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を指定都市の市長に届け出なければならない。

第三十四条の十八の二 指定都市の市長は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、病児保育事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該

② 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 国及び都道府県以外の者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十八の二 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、病児保育事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職

定めるところにより、その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

(新設)

定めるところにより、その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

(新設)

職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(※指定都市が行う場合を除く。)

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 指定都市の市長は、病児保育事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

(※指定都市が行う場合を除く。)

第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産

員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 都道府県知事は、病児保育事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産

第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産

第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産

施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）を設置するものとする。

② 指定都市は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。以下この条、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条第九号、第五十一条第七号、第五十六条の二、第五十七条及び第五十八条において同じ。）を設置しなければならない。

③ 指定都市以外の市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を指定都市の市長に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、指定都市の市長の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）を設置するものとする。

② 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。以下この条、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条第九号、第五十一条第七号、第五十六条の二、第五十七条及び第五十八条において同じ。）を設置しなければならない。

③ 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

施設、母子生活支援施設及び保育所を除く。）を設置するものとする。

② 指定都市は、政令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。

③ 指定都市以外の市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を指定都市の市長に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、指定都市の市長の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

施設、母子生活支援施設及び保育所を除く。）を設置するものとする。

② 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。

③ 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。